

一般社団法人 大学スポーツ協会

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

(1) 正会員

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 大学会員 | 100,000 円 |
| ② 中央学生競技団体会員 | 100,000 円 |
| ③ 個人会員 | 入会金を納めることを要しない。 |

(2) 準会員

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 地区学生競技団体会員 | 入会金を納めることを要しない。 |
| ② 特別学生競技団体会員 | 入会金を納めることを要しない。 |

(3) 連携会員 入会金を納めることを要しない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 大学会員 | 100,000 円 |
| ② 中央学生競技団体会員 | 100,000 円 |
| ③ 個人会員 | 会費を納めることを要しない。 |

(2) 準会員

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 地区学生競技団体会員 | 会費を納めることを要しない。 |
| ② 特別学生競技団体会員 | 会費を納めることを要しない。 |

(3) 連携会員 会費を納めることを要しない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、原則として5月3日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(会費滞納の処置)

第7条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

(会員資格の喪失)

第8条 前条の経路を経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年間を過ぎた時点で、定款第10条の定めにより会員資格を喪失する。

(入会金及び会費の猶予、減額又は免除)

第9条 第2条の入会金及び第4条の会費については、期間及びその他必要な事項を定めた上で、理事会の決議により、納入を猶予、減額又は免除することができる。

(会員の移行に伴う入会金)

第10条 会員区分を変更する場合、改めて入会金は徴収しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成31年2月27日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、設立初年度の会員については入会金を納めるこ

とを要しない。ただし、再入会する場合を除く。

- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、設立初年度の会員については、この法人から指定された期日までに会費を納入するものとする。

附 則（令和3年5月28日）

- 1 第5条（会費の納期）及び第6条（中途入会の会費及び納期）の変更は、令和4年4月1日をもってその効力を生じるものとする。
- 2 会員は、定款附則（令和3年5月28日）3により定める令和4年3月1日に始まり令和4年3月31日に終わる事業年度においては、第4条（会費）の規定に基づく会費を納めることを要しない。
- 3 附則（平成31年2月27日）2及び3並びに本附則（令和3年5月28日）は、令和4年4月1日経過後これらを削除する。